

	書類	ページ	質問項目	質問内容	回答
1	その他		教室事業収支	直近年度の現指定管理者が実施されている、スポーツ教室ごとの収支がわかるものをご開示ください。	過年度の事業報告書等は区のHPで公開していますので、参照ください。 <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/minami/60profile/61sisetsu/610801.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/minami/60profile/61sisetsu/610801.html</a>
2	その他		改修工事	第3期指定管理期間中に全館または部分休館を伴うような改修工事の予定はありますか。	現時点では予定されておりません。
3	その他		備品	南スポーツセンターの現在の備品台帳をご開示ください。	別紙資料1のとおりです。
4	その他		備品	現在リース契約をしていて、新たに指定管理者に引き継げるもの、そうでないものの物品名とリース金額をご教示ください。	リース金額は年額総額¥3,426,000。(税抜)です。リース物品を引き続き使用した場合は、指定管理者切り替えの際に現在のリース先と契約し直すことで引き続き可能と考えます。
5	業務の基準	P17 4	備品管理業務について	「利用者の施設における活動に十分に資することのできる器具を調達し、管理を行う。」とありますが、現在のトレーニングマシンやトレーニング器具類は、指定管理者が変更になった場合、新たな指定管理者がそのまま使用することができるのでしょうか。	指定管理期間開始時の備わっている備品は、指定管理者の判断により継続使用ができます。
6	公募要項	P16 イ	提案書	「8(3) エ評価基準項目について」を参照し作成したものを、原本1部、写しを何部提出提出すればよろしいでしょうか。	表紙のとおり、写しは9部を提出ください。
7	公募要項	P15 ア	指定申請書及び事業者に関する書類	「(ク)直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等」について、団体が特定できないものを1部提出してください。とありますが、これは原本及び写しの提出書類とは別に用意するものでしょうか。もしくは原本あるいは写しの中の1部を黒塗りしたものを提出するのでしょうか。	原本及び写しの書類とは別に、1部提出してください。
8	公募要項	P15 ア	指定申請書及び事業者に関する書類	「次の応募書類を(ア)から順に並べ、原本を1部、写しを9部提出してください。なお、原本及び写しの書類のうち9部はファイル綴りとし、1部についてはファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めで提出してください。」とありますが、写しの9部の他にクリップ留めで提出する書類が1部(写しの合計10部)必要ということでしょうか。	原本1部をクリップ留めで提出してください。
9	公募要項	P2 5	職員配置	現在の具体的な職員配置体制(配置セクション・配置ポスト数等、どのセクションに常時何人の人員が配置されているのか)についてご教示ください。	現指定管理者が実施している内容ですので、お示しできません。利用者が快適に利用できる体制をご提案いただきたいと思います。なお、現指定管理者による平成27年度の提案内容は区のHPに公表しています。
10	公募要項	P2 4	指定管理者が行う業務	「南スポーツセンターについては、地区センター及び地域ケアプラザとの併設のため、備品管理・廃棄物処理業務を除く各業務は、指定管理者と区等による管理協定に基づき、スポーツセンターの指定管理が施設一括で行うこととします」とありますが、地区センター・地域ケアプラザ分の美本管理業務・廃棄物処理業務を除く施設の維持管理業務費用も見積もり、収支計画に反映させる認識でよろしいでしょうか。	提案いただく収支計画には、南スポーツセンターにかかる部分を反映ください。

	書類	ページ	質問項目	質問内容	回答
11	公募要項	P 4	維持管理運営費用	修繕の費用について、「1件あたり100万円（消費税別）を上限」とありますが、1件あたり100万円以上の修繕提案をしてもよろしいかご教示ください。	構いません。
12	公募要項	P 4	維持管理運営費用	第2期指定管理提案では12条点検分の費用を計上していましたが、12条点検は市が行う（契約）ことになり、指定管理料から該当点検費用が差引かれています。第3期も横浜市が直接実施していただけると考えてよろしいかご教示ください。	そのとおりです。ただし、昇降機の12条点検については指定管理者が実施してください。
13	公募要項	P 4	維持管理運営費用	修繕を実施する場合、修繕執行額に対して、地区センター及び地域ケアプラザの経費負担割合に応じて、負担相当額を各運営団体がご負担いただくと考えてよろしいかご教示ください。	管理協定のとおり、共用部分にかかる修繕等は各施設で負担するものと考えます。ただし高額な場合は各施設間で事前に協議を行ってください。
14	公募要項	P 5	管理口座	「1施設当たり1口座を原則」と記載されていますが、施設毎の収支管理を行っていれば1施設1口座設けなくてもよろしいかご教示ください。	施設ごとの収支管理を徹底することを条件として、認めることも可能です。
15	公募要項	P 6	リスク分担	管理経費算出にあたり、消費税率は現行の8%での算出でよろしいでしょうか。また、指定管理期間中に消費税率が改正された場合、リスク分担では協議となっておりますが、差額は指定管理料の変更で対応いただくと理解してよろしいかご教示ください。	現行の消費税率である8%で算出してください。指定管理期間中に消費税率が改定された場合は、本市全体の考え方に則って対応します。
16	公募要項	P15 (4)	応募手続きについて	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第63条第1項において、役員は理事及び監事を示しておりますので、評議員については申請団体役員名簿（様式3）の一覧に含めないと理解してよろしいかご教示ください。	評議員については記載しなくて構いません。
17	公募要項	P15 (4)	応募手続きについて	応募書類提出前に役員の改選が予定されています。新役員が登記事項証明書に反映されるまでに時間がかかるため、提出日の申請団体役員名簿（様式3）と登記事項証明書内役員名が異なる場合がありますがよろしいかご教示ください。	提出時点で最新のものを提出いただき、役員の改選の結果がわかる資料を添付してください。
18	公募要項	P15 (4)	応募手続きについて	指定申請書及び事業者に関する書類について、原本1部の提出方法、また、写しの部数及び提出方法をご教示ください。	原本を1部、写しを9部提出してください。なお、原本1部についてはクリップ留めで提出してください。提出は平成27年7月30日（木）午前9時から平成27年8月3日（月）午後5時まで（午後0時から午後1時までを除く。）に南区地域振興課（区役所4階24番窓口）まで、持参あるいは郵送ください。郵送の場合は8月3日午後5時必着です。
19	公募要項	P16 (4)	応募手続きについて	提案書及び収支計画について、写しの部数及び提出方法をご教示ください。	写しを9部提出してください。提出は平成27年7月30日（木）午前9時から平成27年8月3日（月）午後5時まで（午後0時から午後1時までを除く。）に南区地域振興課（区役所4階24番窓口）まで、持参あるいは郵送ください。郵送の場合は8月3日午後5時必着です。
20	公募要項	P 9 (10)	託児サービスの提供	受入対象年齢による託児保育者数の基準はあるかご教示ください。	特に基準は設けておりません。安全が確保できる範囲で設定ください。
21	公募要項	P 9 (10)	託児サービスの提供	託児保育者の謝金額（時給）の基準はあるかご教示ください。	特に基準は設けておりません。

	書類	ページ	質問項目	質問内容	回答
22	業務の基準	P14	維持管理に関して指定管理者が行わなければならない業務の基準	供用部分に係る委託契約について、施行内容等により現指定管理者契約額と変更となった場合、地区センター及び地域ケアプラザそれぞれの経費負担割合に応じて、負担相当額を各運営団体にご負担いただけたらと考えてよろしいかとご教示ください。	管理協定のとおりに、共用部分にかかる修繕等は各施設で負担するものと考えます。ただし変更額が大きい場合等は各施設間で事前に協議を行ってください。
23	業務の基準	P17	備品について	備品リストをご教示ください。	別紙資料1のとおりです。
24	業務の基準	P17	備品について	トレーニング室マシンの安全性の確認のため、現在の型番及び購入年月をご教示ください。	別紙資料1のとおりです。
25	業務の基準	P17	備品について	トレーニング室マシンの現在のリース年額をご提示ください。	年額総額（税抜）¥3,426,000. -です。
26	業務の基準	P17	備品について	トレーニング用具について、横浜市の備品の他に指定管理者の用意した用具があれば、ご教示ください。	ありません。
27	業務の基準	P8		研修室でヨガ等の教室を開催することはできますか	現在実施している教室を原則開催したうえで、区の承認を得て優先利用枠の範囲内での開催が可能です。
28	公募要項	P6		消費税が増税予定ですが、現時点ではどのようにお考えかご教示ください。	指定管理期間中に消費税率が改定された場合は、本市全体の考え方に則って対応します。
29	公募要項	P4 6-(4)	維持管理運営費用	維持管理運営費用の内、第2期指定管理における光熱水費に関し、電気、ガス、水道、の項目別実績をご教示願います。	別紙資料2のとおりです。
30	公募要項	P4 6-(4)	維持管理運営費用	維持管理運営費用の電気料金につきまして、電力の購入先をPPS（新電力事業者）とすることは可能でしょうか。	電力の購入先をPPS（新電力事業者）とすることは可能ですが、複合施設ですので他の施設関係者と協議が必要となります。
31	公募要項	P4 6-(4)	維持管理運営費用	維持管理運営費用の内、第2期指定管理における地区センター、地域ケアプラザを含んだ修繕履歴をご教示願います。	過年度の事業報告書等は区のHPで公開していますので、参照ください。 <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/minami/60profile/61sisetsu/610801.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/minami/60profile/61sisetsu/610801.html</a>
32	業務の基準	P14 第31-(1)	修繕業務・予防保全業務	修繕業務・予防保全業務を計画するにあたり、各設備の点検報告書（日常・定期）の閲覧は可能でしょうか。	南スポーツセンターにおいて、下記のとおり点検報告書等の閲覧日を設けます。閲覧を希望される団体は7月24日（金）17時までには南区役所地域振興課まで御連絡ください。 閲覧期間：7月29日（木）10時～17時
33	業務の基準	P14 第31-(1)	修繕業務・予防保全業務	建築物保守管理業務・設備機器管理業務の内、エレベーター保守に関しフルメンテナンス契約・POG契約の指定はございますでしょうか。或いは現行ではどちらの契約になっているか、ご教示頂けますでしょうか。	指定はありません。利用者が快適に利用できる保守点検をご提案いただきたいと思います。

	書類	ページ	質問項目	質問内容	回答
34	その他			南スポーツセンター、地区センター、地域ケアプラザの各設備図面の閲覧を希望いたします。	南区役所において、下記のとおり閲覧日を設けます。 閲覧を希望される団体は7月24日（金）17時までに南区役所地域振興課まで御連絡ください。 閲覧期間：7月28日（火）から7月29日（水）9時～17時まで閲覧可能です。ただし、その場での質問についてはお答えできません。
35	公募要項	P16	清掃業務について	清掃業務（日常・定期）について、それぞれの現行清掃仕様、実施回数等の頻度をご教示願います。	過年度の事業報告書等は区のHPで公開していますので、参照ください。仕様等については利用者が快適に利用できる体制をご提案いただきたいと思います。 <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/minami/60profile/61sisetsu/610801.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/minami/60profile/61sisetsu/610801.html</a>
36	公募要項	P15	設備保全業務について	設備保全業務について、現行の定期保守点検項目、数量、実施回数頻度等の仕様をご教示願います。	過年度の事業報告書等は区のHPで公開していますので、参照ください。仕様等については利用者が快適に利用できる体制をご提案いただきたいと思います。 <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/minami/60profile/61sisetsu/610801.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/minami/60profile/61sisetsu/610801.html</a>
37	公募要項	P17、P18	保安警備業務について	保安警備業務（夜間巡回、機械警備含む）について、それぞれの現行仕様及び機械警備設置メーカーをご教示願います。	警備業務については利用者が安全、快適に利用できるようご提案ください。仕様及び機械警備設置メーカーは防犯の観点からお示しできません。
38	公募要項	P18	外構・植栽管理業務について	植栽の種類、数量、実施頻度等現行仕様をご教示願います。	種類・数量等に関して、台帳等の準備はありませんので現地でご確認ください。なお現指定管理者の事業報告書は区のHPで公開しております。